

## **[事案 2020-270] 新契約無効請求**

・令和3年7月7日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年1月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人らは、突然自宅に訪問してきて、既契約の養老保険を解約して終身保険にする旨を説明したので、了解して申込みをした。終身保険と養老保険の両方に加入するつもりはなかった。
- (2)養老保険の保険証券は、募集人らが解約手続に必要な書類と言って持って行ったため、手元がない。
- (3)自分が知らないうちに、普段使用していない口座から保険料が引き落とされていたため、2つの契約の保険料が引き落とされていることに気づかなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、申立人が加入していた生命保険が、保険期間に満期のある養老保険だけであったことから、養老保険に加えて保障が途切れない終身保険を勧誘したものであり、勧誘の際に養老保険を解約して終身保険に加入するようには勧めていない。
- (2)募集人らは、養老保険の保険証券を回収していない。
- (3)申立人は、申込書における保険料の払込方法について、口座払込を選択している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人2名に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人らに誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。